

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		重度要介護高齢者手当受給資格の認定
根拠法令及び条項		新座市重度要介護高齢者手当支給条例第4条第1項 (申請及び認定) 第4条 手当の支給を受けようとする者は、市長に申請し、受給資格の認定(以下「認定」という。)を受けなければならない。 2 [略]
所管部課係名		いきいき健康部長寿はつらつ課元気増進係
審査基準	関係条項	新座市重度要介護高齢者手当支給条例第2条 (支給要件) 第2条 手当は、次に掲げる要件に該当する者に支給する。 (1) 市内に住所を有する65歳以上の者 (2) 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)第1条第1項第4号及び第5号に規定する要介護4又は要介護5に該当する者 (3) 規則に定める施設に入所していない者
	基準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (条例のほか、条例施行規則第2条により支給要件が示されているため。)
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 14日
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)